○国土交通省告示第九十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十五年二月四日　国土交通大臣　太田　昭宏

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　ロサンゼルス事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	444 West Ocean Boulevard, Long Beach, California 90802, UNITED STATES OF AMERICA
変更後	111 West Ocean Boulevard, Long Beach, California 90802, UNITED STATES OF AMERICA

㈡　変更年月日　平成二十四年十一月一日

二　パナマ事務所ベラクルス出張所の変更

㈠　出張所の所在地の変更

変更前	Ruiz Cortines No.1360, Despacho No.32 Frac. Costa de Oro, Boca del Rio, Veracruz, UNITED MEXICAN STATES
変更後	Reyes Catolicos No.231 Int. 301 Fracc. Las Americas, C.P.94299, Boca del Rio, Veracruz, UNITED MEXICAN STATES

㈡　変更年月日　平成二十四年十二月十七日

三　釜山事務所コジェ出張所の変更

㈠　出張所の所在地の変更

変更前	c／o Samsung Heavy Industries Co.,Ltd Georje Shipyard 530, Jangpyeong-Dong, Georje-Si, Gyeongsangnam-Do, REPUBLIC OF KOREA
変更後	c／o Daewoo Shipbuilding & Marine Engineering Co.,Ltd 8F Harmony Center 1991-3 Okpo-2Dong, Georje-Si, Gyeongsangnam-Do, REPUBLIC OF KOREA

㈡　変更年月日　平成二十五年一月一日

○国土交通省告示第九十八号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十五年二月四日　国土交通大臣　太田　昭宏

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　ロサンゼルス事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	444 West Ocean Boulevard, Long Beach, California 90802, UNITED STATES OF AMERICA
変更後	111 West Ocean Boulevard, Long Beach, California 90802, UNITED STATES OF AMERICA

㈡　変更年月日　平成二十四年十一月一日

二　パナマ事務所ベラクルス出張所の変更

㈠　出張所の所在地の変更

変更前	Ruiz Cortines No.1360, Despacho No.32 Frac. Costa de Oro, Boca del Rio, Veracruz, UNITED MEXICAN STATES
変更後	Reyes Catolicos No.231 Int. 301 Fracc. Las Americas, C.P.94299, Boca del Rio, Veracruz, UNITED MEXICAN STATES

㈡　変更年月日　平成二十四年十二月十七日

三　釜山事務所コジェ出張所の変更

㈠　出張所の所在地の変更

変更前	c／o Samsung Heavy Industries Co.,Ltd Georje Shipyard 530, Jangpyeong-Dong, Georje-Si, Gyeongsangnam-Do, REPUBLIC OF KOREA
変更後	c／o Daewoo Shipbuilding & Marine Engineering Co.,Ltd 8F Harmony Center 1991-3 Okpo-2Dong, Georje-Si, Gyeongsangnam-Do, REPUBLIC OF KOREA

㈡　変更年月日　平成二十五年一月一日

官　庁　報　告

官　庁　事　項

国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、国家公安委員会・警察庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成 25 年２月４日　国家公安委員会委員長　古屋　圭司
警察庁長官　米田　壯

第１編　総則

第１章　本計画の目的及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項及び第37条第１項（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第32条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、防災基本計画（昭和38年中央防災会議決定。平成14年修正）並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第６条第１項の規定に基づき、国家公安委員会及び警察庁が、その所掌事務につき、防災に関しとるべき措置及び地域防災計画（石油コンビナート等災害防止法第32条第１項に規定する特別防災区域については、同法第31条第１項に規定する石油コンビナート等防災計画。以下同じ。）の作成の基準となるべき事項を定め、もって災害警備に関する業務の推進を図ることを目的とする。

本計画の構成は、第２編を「地震災害対策」、第３編を「津波災害対策」、第４編を「東海地震に係る措置」、第５編を「その他の自然災害対策」とし、同編において風水害対策、火山災害対策及び雪害対策についてそれぞれ定め、第６編を「事故災害対策」とし、同編において海上災害対策、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、原子力災害対策、危険物等災害対策及び火事災害対策についてそれぞれ定める。

地震に伴う被害としては、主として揺れによるものと津波によるものとがあるところ、第２編には主として揺れによるものを、第３編には津波によるものを記述する。また、第２編には本計画全体を通じた共通対策を記述するものとし、原則として第３編、第４編、第５編及び第６編においては、第２編に定めるもののほか、特記すべき事項を定める。